

令和2年2月12日

所沢市医師会 会員の皆様へ

感染症担当理事
赤津

新型コロナウイルス感染症疑い症例への対応について（第4報）

標記について、現在のところ下記の通りと考えます。新たな知見を踏まえて、修正がございます。ご参照をお願い申し上げます。

記

1. 経緯

中国で新型コロナウイルス感染症が流行しています。日本でも人人感染が確認され、さらに無症状病原体保有者の存在も判明しました。今後、所沢市近傍でも発生する可能性が高く、患者等からの問い合わせがあった際の段取りを整えることが必要です。WHOも「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言しました。本邦では指定感染症の施行日を前倒しして、2月1日から指定感染症となりました。

現時点で把握している概要をお知らせ致しますのでご参照下さい。尚、疾病の広がりや特徴が明らかになるにつれて、疾病の定義や対応法は見直される可能性が高いことを御留意下さい。

特別に指定された医療機関（感染症指定医療機関並びに帰国者・接触者外来を設置している医療機関、いずれも保健所に確認して下さい）だけでは対応困難となる可能性が高く、明らかに定義に該当しないケースは一般の医療機関での対応が必要です。

疾病に関する関連情報は逐次更新されていますので細部は国立感染症研究所並びに厚生労働省のホームページをご参照下さい。小職の業務の関係上、会員の皆様への情報共有は、重要な点を除いては、休日明けになりますこと、お許し下さい。

厚生労働省のホームページ

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

国立感染症研究所のホームページもご参照下さい。

(<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>)

2. 疑い症例の定義

以下のⅠ及びⅠⅠを満たす場合を「疑い」とする。

Ⅰ. 発熱（37.5度以上）かつ呼吸器症状（せき等）を有している。

ⅠⅠ. 発症前14日以内に、以下の（ア）、（イ）の暴露歴のいずれかを満たす。

（ア）湖北省に渡航若しくは居住していたもの。

（イ）または、（ア）のものと濃厚接触歴があるもの。

※：武漢から湖北省に対象が広がりました。但し、すでに渡航歴がない日本人の感染例が出ていること、無症状病原体保有者の存在がわかっていますので定義は今後修正される可能性が高いです。しかしながら、定義に基づいて動かないと限られた医療資源の範囲では対応が困難となると思います。

※：濃厚接触とは必要な感染予防策なしで手に触れる事、または対面で会話することが可能な距離（目安として2メートル以内）で、接触した方。

3. 問い合わせについて

疑い症例からの問い合わせがあった場合は「住所地を所轄する保健所に連絡する」ようにお伝え下さい。（狭山保健所の電話番号は04-2954-6212）。

感染症法の指定感染症に2月1日に指定されましたので保健所との連携が必須です。

4. 疑い症例にあたるかの診察について

疑い症例に該当するか否かについて、各医療機関でスクリーニングを行って下さい。
疑い症例に該当する場合は、原則、保健所の指導下で対応することになりますので、保健所へ連絡して下さい。また、直接来院された場合も保健所に連絡して指示を頂くようにして下さい。

診察の際にはサージカルマスクの着用、標準予防策の遵守を徹底して下さい。個室での診察をお勧めします。明らかな肺炎、重篤な全身状態の場合は入院を考慮することになります。その場合は保健所との連携により、第一種、第二種感染症指定医療機関（以下、感染症指定医療機関と略）への入院となります。但し、今後症例の増加が続く場合には一般医療機関での入院加療を求められる可能性があります。

5. 疑い例からの検体採取について

現在のところ、診断法はPCRによる遺伝子診断です。実施は保健所の指導下に行うことになります。検体の優先順位一番は下気道検体である喀痰、二番目が上気道検体である咽頭ぬぐい液です。喀痰はスクリーキャップ付きプラスチックチューブに入れ蓋をし、パラフィルムでシールします。また、咽頭拭い液については、滅菌綿棒で咽頭を十分ぬぐい（綿棒の綿球部分だけをハサミ等で裁断し）、綿棒を1-3mlのウイルス輸送液（VTM/UTM, 入手できない場合はPBSか生理食塩水）が入った滅菌スピッツ管に入れ、蓋をし、パラフィルム等でシールすると記載されています（国立感染症研究所の策定した検体採取マニュアル 2020/02/10 更新版）。

6. 感染症指定医療機関について

基本的には所轄の保健所の指導下で受診や入院の段取りを進めることになります。

疑い症例に該当する場合には、直接診療所に受診した場合でも保健所との連携により感染症指定医療機関への受診、入院加療を考慮することになります。

近傍の感染症指定医療機関は防衛医大、埼玉医大、国立埼玉病院ですが、直接の問い合わせは避けて下さい。可能な限り、保健所との連携を重視して下さい（防衛医大の対応として、日中は感染対策室、夜間は呼吸器・感染症内科当直と伺っていますが、軽微な問い合わせが重なると適切な診療の維持に支障がでると思います）。すでに、防衛医大

からはコロナウイルス関連以外の呼吸器科患者の紹介受け入れを一時中止する旨連絡がありました。

※：国は受診する前に保健所や医療機関への問い合わせを促しています。

※：新型コロナウイルスは指定感染症に指定されましたので、施行期日の2月1日からは確定例については指定感染症を診療できる医療機関での診療が基本です。

7. 帰国者・接触者相談センター、帰国者・接触者外来の設置について

帰国者・接触者相談センターは狭山保健所他、最寄りの保健所に設置されています。狭山保健所の電話番号は04-2954-6212です。センターでは感染が疑われる方からの電話での相談を受けて、必要に応じて帰国者・接触者外来へ受診して頂くように調整します。明らかに定義に該当しない場合は近傍の医療機関への受診をお勧めします。

帰国者・接触者外来を設置している医療機関名は公表されておりません。該当者にのみ通知することになっています。文書の上では帰国者・接触者外来を設置できる医療機関の定義は、診療体制の整った医療機関としか記載はありません。

8. 重要と思う参考資料（それぞれホームページを御覧下さい）

- (1) 新型コロナウイルス感染症に対する感染管理
(2020/2/10 改定版、国立感染症研究所)
- (2) 2019-nCoV(新型コロナウイルス)感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアル
(2020/02/10 更新版)
- (3) 新型コロナウイルス感染症の現状の評価と国内のサーベイランス、医療体制整備について(2020/2/7 発、国立感染症研究所)
- (4) 国内で報告された新型コロナウイルス感染症確定例 12 例の記述疫学
(2020/2/3 現在) (2020/2/10 発、国立感染症研究所)
- (5) 新型コロナウイルスに関する Q and A (医療機関・検査機関の方向け)
(2020/02/11 更新版、厚生労働省)
- (6) 新型コロナウイルスに関する Q and A (一般の方向け)

9. その他

日本医師会や厚生労働省からの情報は断片的で、現時点では逐次フォローせざるを得ない状況です。医師会からのFAXニュースや上記のホームページの情報を御覧頂き、対応をお願い申し上げます。ホームページの記載内容は連日更新されています。